

## 第5章 国の基本指針に即して定める「第7期障害福祉計画」

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の定める「基本指針」※に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害福祉計画は、これまで、第1期計画（平成18～20年度）、第2期計画（平成21～23年度）、第3期計画（平成24～26年度）、第4期計画（平成27年～29年度）、第5期計画（平成30～令和2年度）及び第6期計画（令和3～5年度）を策定しており、このうち第4期計画以降は、障害者基本法に基づく障害者計画と統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の中に位置付けて策定しております。

第7期計画（令和6～8年度）においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します（第5章、第7章）。

#### ※ 国の定める「基本指針」

根拠規定：障害者総合支援法第87条（基本指針）

主務大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、185ページに掲載

#### (2) 第7期計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

#### (3) 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法では、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで障がい者の支援に取り組んでいくことを基本としていますが、専門的な支援については、広域的な取組みも必要です。

このため、指定障害福祉サービス等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

## (4) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

### ①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

障害福祉計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

### ②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

障害福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

## (5) 障害福祉サービス等の見込量の算出

第7期障害福祉計画の目標年度である令和8年度における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、第6期障害福祉計画の実績を踏まえ、算出しました。

### ①市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービスの見込量を定めました。

## 2 成果目標

### (1) 令和8年度の成果目標の設定

国の基本指針では、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤相談支援体制の充実・強化等、⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の成果目標を次のとおり設定します。

#### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ア 成果目標の設定

###### 【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて設定。
- ・ 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて設定。



###### 【県の成果目標】

- ・ 令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・ 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の4.2% (92人)以上が地域生活へ移行することを目指します。

### 【成果目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 令和4年度末の施設入所者数	2,209人	令和4年度末現在の県内施設の入所者数
② 令和8年度末の施設入所者数	2,209人	令和8年度末現在の県内施設の入所者数
③【目標値】 施設入所者数の減少見込み(②-①) (割合 ③÷①)	0人 (△0%)	令和4年度末現在の施設入所者数の令和8年度末までの減少見込み数
④【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④÷①)	92人 (4.2%)	施設入所者のうち、令和8年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
⑤(参考)【第6期計画実績】 地域生活移行者数 (割合)	41人 (1.8%)	施設入所者のうち、令和4年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

### イ 成果目標設定の考え方

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数(約180人)いる状況を踏まえるとともに、障がい者の将来ニーズを見据え、セーフティネットの役割の重要性に鑑み、令和8年度末の施設入所者数は現状維持を目標値とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度の高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、60歳以下かつ、障害支援区分の中・軽度(障害支援区分4以下)の方である92人(4.2%)を、令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値とします。

### ウ 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。
- なお、指定障害者支援施設においては、多くの入所待機者がいる施設がある一方、入所定員数に空きがあり、今後も入所希望者がいない施設もあるという状況が生じています。そのため、利用者ニーズや地域バランス等を踏まえ、入所定員数と入所者数の乖離、入所待機者の解消について検討していきます。

### 【指定障害者支援施設の必要定員総数】

	令和4年度*	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者支援施設定員数 (実際の定員数)	2,339人 (2,319人)	2,339人	2,319人	2,319人	2,319人

※前計画で定めた必要定員総数

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ア 成果目標の設定

#### 【国の基本指針】

- ・令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本に設定する。
- ・令和8年度時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を、68.9%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度における入院後6か月時点の退院率を、84.5%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度における入院後1年時点の退院率を、91.0%以上を基本として地域の実情に応じて設定。



#### 【県の成果目標】

- ・令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均が325.3日以上になることを目指します。
- ・令和8年度時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を、68.9%以上として設定します。
- ・令和8年度における入院後6か月時点の退院率を、84.5%以上として設定します。
- ・令和8年度における入院後1年時点の退院率を、91.0%以上として設定します。

【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
①【目標値】 退院後1年以内の地域における生活日数の平均	319.2日※	325.3日以上
②【目標値】 65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,148人	1,100人
③【目標値】 65歳未満の1年以上長期入院患者数	905人	817人
④【目標値】 入院後3か月時点の退院率	67.1%※	68.9%以上
⑤【目標値】 入院後6か月時点の退院率	84.1%※	84.5%以上
⑥【目標値】 入院後1年時点の退院率	90.4%※	91.0%以上

※については、令和元年度の実績

イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、「退院後1年以内の地域における生活日数の平均」の目標値は325.3日以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、325.3日以上を目標とします。
- 国が提示する推計式を用いて「65歳以上の1年以上長期入院患者数」「65歳未満の1年以上長期入院患者数」を算出し、それぞれ、1,100人、817人を目標とします。
- 国の基本指針においては、「入院後3か月時点の退院率」「入院後6か月時点の退院率」「入院後1年時点の退院率」の目標値は、それぞれ68.9%以上、84.5%以上、91.0%以上とすることが基本とされております。これを踏まえ、本県においても、それぞれ68.9%以上、84.5%以上、91.0%以上を目標とします。

### ③地域生活支援の充実

#### ア 成果目標の設定

##### 【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター等の配置等を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・ 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。



##### 【県の成果目標】

- ・ 令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同含む）において地域生活支援拠点等が整備されることを目指します。
- ・ 地域生活支援拠点等には、各市町村においてコーディネーター等が配置されるとともに、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目指します。
- ・ 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制が整備されることを目指します。

##### 【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
【目標値】 地域生活支援拠点等が整備された市町村数	39市町村	42市町村
【目標値】 コーディネーター等が配置された市町村数	12市町村	42市町村
【目標値】 年1回以上の運用状況の検証及び検討が実施された市町村数	29市町村	42市町村
【目標値】 強度行動障がい者を有する障がい者支援体制が整備された市町村数（圏域整備の市町村含む）	一市町村	42市町村

## イ 成果目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、相談（地域移行、親元からの自立等）、緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点又は複数の事業所・機関による面的な体制です。
- 国の基本指針においては、令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同整備含む。）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター等の配置等を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討を実施することとされています。これを踏まえ、本県においても、各市町村（複数市町村による共同含む。）において整備されるとともに、整備された地域生活支援拠点等にコーディネーター等が配置され、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目標とします。
- また、国の基本指針において、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされています。これを踏まえ、本県においても、各市町村又は圏域において整備されることを目標とします。



## ④福祉施設から一般就労への移行等

### ア 成果目標の設定

#### 【国の基本指針】

- ・令和8年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の各事業を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績のそれぞれ1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末までに県が協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。



#### 【県の成果目標】

- ・令和8年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績の1.28倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の各事業を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績のそれぞれ1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。
- ・令和8年度末までに県が協議会（就労支援部会）を設けて取組を進めることを目指します。

【成果目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 令和3年度の一般就労移行者数	262人	令和3年度において就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労した者の数
② 【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数 (増加率 ②÷①)	336人 (1.28倍)	令和8年度において就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
③ 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	130人	令和3年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
④ 【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数 (増加率 ④÷③)	171人 (1.31倍)	令和8年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑤ 令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	90人	令和3年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
⑥ 【目標値】 令和8年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数 (増加率 ⑥÷⑤)	117人 (1.29倍)	令和8年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑦ 令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	33人	令和3年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
⑧ 【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数 (増加率 ⑧÷⑦)	43人 (1.28倍)	令和8年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑨ 【目標値】 令和8年度の一般就労移行者割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項 目	数 値	備 考
⑩ 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	142人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した者の数
⑪ 【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 (増加率 ⑪÷⑩)	201人 (1.41倍)	令和8年度において就労定着支援事業を利用した者の数

項 目	数 値	備 考
⑫ 【目標値】 令和8年度の就労定着率が7割以上の 事業所の割合	2割5分以上	令和8年度において、就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所の割合

項 目
⑬ 【目標】 令和8年度末までに県が協議会（就労支援部会）を設けて取組を進める。

## イ 成果目標設定の考え方

- 令和8年度における福祉施設から一般就労する者の数については、国の基本指針において、令和3年度実績の1.28倍以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、令和8年度における福祉施設から一般就労する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上（336人以上）とすることを目標とします。
- このうち、就労移行支援事業を通じた一般就労については、一般就労への移行において重要な役割を担うものであることから、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の一般就労者を令和3年度実績の1.31倍以上（171人以上）とすることを目標とします。  
また、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の一般就労者数を令和3年度実績の1.29倍以上（117人以上）、1.28倍以上（43人以上）とすることを目標とします。
- また、一般就労への定着も重要であることから、国の基本指針を踏まえ、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数については令和3年度の実績の1.41倍以上（201人以上）とするとともに、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。
- 加えて、県が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）を設けて取組を進めることを目標とします。

## ⑤相談支援体制の充実・強化等

### ア 成果目標の設定

#### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同含む）において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各市町村協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。



#### 【県の成果目標】

- ・令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同含む）に基幹相談支援センターが設置され、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されることを目指します。
- ・令和8年度末までに、各市町村協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が行われるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制が確保されることを目指します。

#### 【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
【目標値】 基幹相談支援センターの設置市町村数	41市町村	42市町村
【目標値】 協議会の体制確保市町村数	28市町村	42市町村

### イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同設置を含む。）において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とすることとされています。

これを踏まえ、本県においても、各市町村に同センターが設置され、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されることを目標とします。

- また、協議会についても、国の基本指針を踏まえ、各市町村の協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が行われるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制が確保されることを目指します。

## ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ア 成果目標の設定

#### 【国の指針】

令和8年度までに、下記の体制を構築することを基本とする。

- ・市町村職員向け研修、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の計画的な人材養成を推進する。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を関係自治体等と共有する体制を構築する。
- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有体制を構築する。



#### 【県の成果目標】

令和8年度までに、下記の実施を目指します。

- ・市町村職員向け研修、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の計画的な人材養成を推進する。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を関係自治体等と共有する。
- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係市町村と共有する。

### イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、障害福祉サービス等が多様化するとともに多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、県は、必要な体制を構築することを基本とすることとされています。

これを踏まえ、本県においても、計画的に市町村職員向け研修、相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）を実施するとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を関係自治体等と共有し、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する年間の指導監査結果について関係市町村と情報共有する機会を設けることにより、障害福祉サービスの一層の質の向上を図っていきます。

## (2) 令和8年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和8年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の活動指標を次のとおり設定します。

### 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	県 8回 市町村 72回	県 6回 市町村 115回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	県 272人 市町村 301人	県 204人 市町村 553人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	県 6回 市町村 41回	県 6回 市町村 67回
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	5人	36人
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	9人	40人
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	527人	664人
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	2人	25人
⑧精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	335人	457人
⑨精神病棟における退院患者の退院後の行き先	自宅 252人 施設 80人 医療機関 38人 その他 21人	自宅 291人 施設 92人 医療機関 44人 その他 24人

### 【福祉施設から一般就労への移行等】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①障がい者の職業訓練の受講者数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数)	労働局 8人 県 28人	労働局 10人 県 33人
②福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数)	392人	485人
③福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数)	117人	120人
④公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数 (福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数)	161人	190人

### 【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①障害福祉サービス等の市町村職員向け研修の参加者数	141 人	165 人
②相談支援専門員研修の修了者数	初任者 74 人 現任 128 人 主任 8 人	初任者 80 人 現任 160 人 主任 15 人
③サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数	基礎 318 人 実践 225 人 更新 388 人	基礎 380 人 実践 290 人 更新 420 人
④意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	1 回 54 人	1 回 48 人
⑤障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の関係機関との共有回数	3 回	3 回
⑥指導監査結果の関係市町村との共有回数	1 回	1 回

### 【発達障がい者等に対する支援】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	1 回	2 回
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,872 件	3,050 件
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	センター 23 件 マネジャー1,278 件	センター 100 件 マネジャー1,300 件
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	264 件	270 件
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者 31 人 実施者 一人	受講者 149 人 実施者 30 人
⑥ペアレントメンターの人数	33 人	50 人
⑦ピアサポートの活動への参加人数	172 人	449 人

### 3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

#### (1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項として、各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を区域ごとに定めることとされています。

本計画においては、令和5年度までの障害福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、令和6年度～8年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量<sup>\*</sup>を基に積算しています。

※見込量の個別単位

【人 分】 月間の利用人数

【時間分】 月間のサービス提供時間

【人日分】 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

#### ① 訪問系サービス

##### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたるサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービス
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービス
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数の包括的サービス



## イ サービス見込量

		第6期計画	第7期計画		
項 目	単 位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	2,310	2,409	2,514	2,635
	時間分	27,155	28,090	28,874	29,640
重度訪問介護	人分	62	70	75	83
	時間分	14,062	14,758	17,551	16,669
同行援護	人分	282	290	298	305
	時間分	3,349	3,499	3,577	3,681
行動援護	人分	143	157	177	197
	時間分	2,307	2,619	2,847	3,093
重度障害者等包括支援	人分	1	1	2	3
	時間分	4	4	34	39

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 重度訪問介護、同行援護、行動援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 在宅における医療的ケアが必要な障がい者の支援のため、重度訪問介護従業者研修や介護職員等に対するたん吸引等の研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

## ② 日中活動系サービス（生活介護）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上(50歳以上は障害支援区分2以上)の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

## イ サービス見込量

		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	5,709	5,768	5,867	5,963
	人日分	99,747	100,157	101,489	102,855
うち 重度障がい者	人分	1,629	1,680	1,713	1,743
	人日分	31,626	32,476	33,024	33,683

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

## ③ 日中活動系サービス（自立訓練）

### ア 提供サービスの概要

項目	備 考
自立訓練 (機能訓練)	病院や施設を退院・退所し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス

## イ サービス見込量

		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
自立訓練(機能訓練)	人分	8	13	14	18
	人日分	74	154	155	237
自立訓練(生活訓練)	人分	236	269	268	295
	人日分	3,359	3,807	4,114	4,493

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 病院や施設を退院・退所した人など、対象となる者が限定されており、確保可能な事業所数が限られることから、市町村の協議会や圏域障がい者自立支援推進会議等を通じて、サービスが不足する地域を把握するとともに、広域的な見地で事業所の確保に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

## ④ 日中活動系サービス（就労系サービス）

### ア 提供サービスの概要

項目	備考
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、一般雇用に近い形態のサービス
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、従来の福祉的就労（障害者授産施設）に近い形態のサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、その就労先企業や関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けた支援等を行うサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第 6 期計画	第 7 期計画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
就労選択支援	人分	—	—	62	82
	人日分	—	—	632	839
就労移行支援	人分	364	380	405	433
	人日分	5,311	5,516	5,895	6,293
就労継続支援 (A 型)	人分	2,962	2,978	3,027	3,081
	人日分	54,286	55,311	56,643	58,057
就労継続支援 (B 型)	人分	4,833	4,992	5,265	5,556
	人日分	79,119	81,487	85,708	89,875
就労定着支援	人分	184	204	224	249

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、大人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営について提案します。

(健康福祉部障害福祉課)

- サービス提供の現場において支援プロセスの管理、支援に携わる従業者への指導・助言等を行うサービス管理責任者に対し、サービスを提供するうえでの必要な知識や理解を深めるための研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

## ⑤ 日中活動系サービス（療養介護）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
療養介護	常時医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービス

## イ サービス見込量

		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
療養介護	人分	213	212	217	222

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 障がい児者医療を支える医療人材を育成するため、医療的ケアが必要な障がい児者の医療や看護等に必要となる知識・技術に関する専門的な研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

## ⑥ 日中活動系サービス（短期入所）

### ア 提供サービスの概要

項目	備考
短期入所（福祉型）	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービス
短期入所（医療型）	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第 6 期計画	第 7 期計画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
短期入所（福祉型）	人分	819	899	982	1,094
	人日分	4,166	4,284	4,466	4,674
うち 重度障がい者	人分	211	226	236	246
	人日分	1,213	1,094	1,135	1,177
短期入所（医療型）	人分	193	205	223	234
	人日分	746	822	923	975
うち 重度障がい者	人分	98	108	117	122
	人日分	390	460	502	529

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 日常的に医療的ケアを必要とする障がい児者（医療的ケア児等）の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービスを利用できるよう、医療・福祉人材の育成・確保や事業所への運営支援等を通じて、医療的ケア児等を受け入れる短期入所事業を実施する医療機関等の増加を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

## ⑦ 居住系サービス

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人に主として夜間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行うサービス
自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、家事や体調に変化がないか、必要な助言を行うとともに、利用者からの相談や要請があった際には、訪問等による対応を行うサービス

## イ サービス見込量

		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	2,209	2,209	2,209	2,209
共同生活援助	人分	2,023	2,090	2,195	2,297
うち重度障がい者	人分	176	189	203	212
自立生活援助	人分	6	8	11	18

(注) 施設入所支援のサービス見込量は、目標値や県内の向こう3年間の待機者数を踏まえて算出したため、各圏域の合計とは異なる。

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 自宅あるいは施設からグループホームへの移行については、地域によっては、グループホームが不足しているため、グループホームの整備を市町村と連携し、進めていきます。  
(健康福祉部障害福祉課)
- グループホームの整備にあたっては国の補助制度を活用するなどして促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れ、在宅からの移行に向けた整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や発達障がいの方の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を推進します。  
(健康福祉部障害福祉課)
- 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。  
(健康福祉部障害福祉課)
- 地域生活支援拠点等にコーディネーターを配置するなど効果的な支援体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、必要な機能の確保について検討するよう、市町村に促します。  
(健康福祉部障害福祉課)
- 各拠点等の運用状況、課題や事例等について、研修会等を開催し、各拠点等の機能の更なる充実、強化に繋がります。  
(健康福祉部障害福祉課)

## ⑧ 相談支援

### ア 提供サービスの概要

項目	備考
計画相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービス
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービス

### イ サービス見込量

項目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	5,159	5,268	5,414	5,562
地域移行支援	人分	9	16	19	26
地域定着支援	人分	10	20	23	30

### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの機能を充実し、地域相談支援の拠点として、地域の相談支援事業者への助言など事業者間の連携を促進させます。

(健康福祉部障害福祉課)

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)



## (2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について

市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

なお、県では、市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービス見込量を定めていることから、ここでの県合計の数値は、(1)に示した県のサービス見込量とは一部異なっております。

### ① 岐阜圏域

○訪問系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	954	990	1,022	1,056
	時間分	15,014	15,597	16,147	16,714
重度訪問介護	人分	27	28	30	33
	時間分	6,402	6,301	8,615	7,284
同行援護	人分	95	99	102	106
	時間分	1,968	1,995	2,035	2,115
行動援護	人分	63	69	79	91
	時間分	1,041	1,144	1,300	1,483
重度障害者等包括支援	人分	1	1	1	1
	時間分	4	4	4	4

○日中活動系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	1,815	1,850	1,886	1,921
	人日分	34,857	35,513	36,112	36,707
うち 重度障がい者	人分	949	970	993	1,014
	人日分	17,912	18,248	18,603	19,059
自立訓練（機能訓練）	人分	1	3	3	5
	人日分	15	56	56	96
自立訓練（生活訓練）	人分	100	110	93	100
	人日分	1,652	1,788	1,869	2,009
就労選択支援	人分			44	57
	人日分			474	604
就労移行支援	人分	166	173	181	189
	人日分	2,529	2,725	2,860	2,996

項 目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	人分	1,288	1,322	1,359	1,396
	人日分	25,281	25,983	26,701	27,447
就労継続支援 (B型)	人分	1,859	1,993	2,133	2,286
	人日分	32,845	34,997	37,431	40,092
就労定着支援	人分	94	107	116	126
療養介護	人分	76	79	81	84
短期入所 (福祉型)	人分	241	244	251	260
	人日分	1,029	1,042	1,070	1,110
うち 重度障がい者	人分	106	112	118	123
	人日分	460	486	518	539
短期入所 (医療型)	人分	143	150	161	171
	人日分	599	611	691	736
うち 重度障がい者	人分	77	83	87	91
	人日分	311	336	362	381

○居住系サービス		第6期計画	第7期計画		
項 目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	758	761	758	756
共同生活援助	人分	808	850	901	954
	うち重度障がい者	人分	111	117	123
自立生活援助	人分	4	4	5	7

○相談支援		第6期計画	第7期計画		
項 目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	1,715	1,769	1,818	1,868
地域移行支援	人分	5	5	6	7
地域定着支援	人分	3	5	6	7

② 西濃圏域

○訪問系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	301	304	313	322
	時間分	3,901	3,933	4,027	4,114
重度訪問介護	人分	11	13	14	16
	時間分	2,842	3,157	3,465	3,775
同行援護	人分	38	36	38	39
	時間分	508	514	526	533
行動援護	人分	45	45	49	54
	時間分	873	901	939	992
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	5

○日中活動系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	1,008	932	950	968
	人日分	20,256	18,911	19,178	19,471
うち 重度障がい者	人分	354	359	364	372
	人日分	7,449	7,557	7,660	7,838
自立訓練（機能訓練）	人分	0	2	2	3
	人日分	0	8	8	28
自立訓練（生活訓練）	人分	17	19	19	19
	人日分	349	376	376	376
就労選択支援	人分			10	16
	人日分			45	105
就労移行支援	人分	66	60	65	70
	人日分	1,108	940	1,020	1,084

項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	人分	350	321	328	338
	人日分	7,250	6,784	6,905	7,067
就労継続支援 (B型)	人分	820	734	768	800
	人日分	14,651	13,223	13,823	14,375
就労定着支援	人分	13	13	18	19
療養介護	人分	42	35	35	35
短期入所 (福祉型)	人分	168	168	183	196
	人日分	1,003	977	1,062	1,141
うち 重度障がい者	人分	55	61	65	69
	人日分	280	305	316	332
短期入所 (医療型)	人分	15	14	17	18
	人日分	46	51	61	67
うち 重度障がい者	人分	6	7	10	11
	人日分	16	22	32	39

○居住系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	316	290	289	285
共同生活援助	人分	416	404	431	457
	うち重度障がい者	人分	46	53	59
自立生活援助	人分	2	1	2	6

○相談支援		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	596	529	542	554
地域移行支援	人分	2	6	6	10
地域定着支援	人分	2	4	4	7

### ③ 中濃圏域

○訪問系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	554	608	655	726
	時間分	2,465	2,749	2,785	2,843
重度訪問介護	人分	10	13	13	15
	時間分	596	905	905	913
同行援護	人分	85	88	91	92
	時間分	239	295	313	321
行動援護	人分	13	17	20	22
	時間分	132	185	194	200
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	1,563	1,630	1,655	1,678
	人日分	19,116	19,652	19,791	19,888
うち 重度障がい者	人分	97	100	103	103
	人日分	1,876	1,785	1,848	1,845
自立訓練（機能訓練）	人分	0	1	1	2
	人日分	0	20	20	42
自立訓練（生活訓練）	人分	33	41	44	46
	人日分	348	431	497	542
就労選択支援	人分			2	2
	人日分			25	25
就労移行支援	人分	58	70	81	95
	人日分	578	719	862	1,035

項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	人分	727	731	726	724
	人日分	9,793	10,457	10,754	11,075
就労継続支援 (B型)	人分	967	1,041	1,097	1,169
	人日分	12,861	13,684	14,127	14,568
就労定着支援	人分	18	23	29	37
療養介護	人分	39	40	42	44
短期入所 (福祉型)	人分	270	340	396	476
	人日分	1,214	1,314	1,364	1,435
うち 重度障がい者	人分	24	25	25	26
	人日分	83	95	93	98
短期入所 (医療型)	人分	17	19	21	21
	人日分	67	110	116	117
うち 重度障がい者	人分	11	12	14	14
	人日分	43	65	71	72

○居住系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	481	481	481	481
共同生活援助	人分	345	356	370	380
	うち重度障がい者	人分	14	14	15
自立生活援助	人分	0	2	2	3

○相談支援		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	1,335	1,389	1,429	1,470
地域移行支援	人分	0	1	2	3
地域定着支援	人分	4	8	9	11

④ 東濃圏域

○訪問系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	266	270	273	276
	時間分	3,205	3,229	3,257	3,285
重度訪問介護	人分	11	13	14	15
	時間分	4,181	4,354	4,505	4,636
同行援護	人分	29	29	28	28
	時間分	317	318	317	317
行動援護	人分	11	14	14	14
	時間分	211	335	335	335
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	847	869	884	899
	人日分	16,250	16,584	16,815	17,101
うち 重度障がい者	人分	43	46	48	49
	人日分	931	976	1,003	1,031
自立訓練（機能訓練）	人分	0	1	1	1
	人日分	0	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人分	51	60	73	91
	人日分	541	707	867	1,061
就労選択支援	人分			4	5
	人日分			68	85
就労移行支援	人分	34	34	33	33
	人日分	536	546	538	544

項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	人分	432	440	449	457
	人日分	8,735	8,831	9,007	9,172
就労継続支援 (B型)	人分	787	820	852	875
	人日分	12,899	13,595	14,119	14,492
就労定着支援	人分	32	32	32	32
療養介護	人分	27	28	29	29
短期入所 (福祉型)	人分	85	90	94	98
	人日分	493	531	547	562
うち 重度障がい者	人分	10	10	10	10
	人日分	279	79	79	79
短期入所 (医療型)	人分	16	17	19	19
	人日分	22	30	35	35
うち 重度障がい者	人分	3	3	3	3
	人日分	16	22	22	22

○居住系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	441	453	450	448
共同生活援助	人分	314	325	337	349
	うち重度障がい者	人分	3	3	3
自立生活援助	人分	0	1	1	1

○相談支援		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	608	654	676	699
地域移行支援	人分	0	2	2	2
地域定着支援	人分	0	2	2	2



⑤ 飛騨圏域

○訪問系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	235	237	251	255
	時間分	2,569	2,582	2,658	2,684
重度訪問介護	人分	3	3	4	4
	時間分	41	41	61	61
同行援護	人分	35	38	39	40
	時間分	318	377	386	395
行動援護	人分	11	12	15	16
	時間分	50	54	79	83
重度障害者等包括支援	人分	0	0	1	1
	時間分	0	0	30	30

○日中活動系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	476	487	492	497
	人日分	9,269	9,497	9,593	9,688
うち 重度障がい者	人分	186	205	205	205
	人日分	3,458	3,910	3,910	3,910
自立訓練（機能訓練）	人分	7	6	7	7
	人日分	59	50	51	51
自立訓練（生活訓練）	人分	35	39	39	39
	人日分	470	505	505	505
就労選択支援	人分			2	2
	人日分			20	20
就労移行支援	人分	41	43	45	46
	人日分	560	586	615	634

項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	人分	165	164	165	166
	人日分	3,227	3,256	3,276	3,296
就労継続支援 (B型)	人分	400	404	415	426
	人日分	5,863	5,988	6,208	6,348
就労定着支援	人分	27	29	29	35
療養介護	人分	29	30	30	30
短期入所 (福祉型)	人分	55	57	58	64
	人日分	427	420	423	426
うち 重度障がい者	人分	16	18	18	18
	人日分	111	129	129	129
短期入所 (医療型)	人分	2	5	5	5
	人日分	12	20	20	20
うち 重度障がい者	人分	1	3	3	3
	人日分	4	15	15	15

○居住系サービス		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	265	264	260	254
共同生活援助	人分	140	155	156	157
	うち重度障がい者	人分	2	2	3
自立生活援助	人分	0	0	1	1

○相談支援		第6期計画	第7期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	905	927	949	971
地域移行支援	人分	2	2	3	4
地域定着支援	人分	1	1	2	3

## 第6章 国の基本指針に即して定める「第3期障害児福祉計画」

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画の性格及び位置付け

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の定める「基本指針」※に即し、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害児福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とともに、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の一部として第1期計画（平成30～令和2年度）及び第2期計画（令和3～5年度）を策定しており、第3期計画（令和6～8年度）においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します（第6章）。

※ 国の定める「基本指針」

根拠規定：児童福祉法第33条の19（基本指針）

内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、185ページに掲載

#### (2) 第3期計画の期間

この計画の期間は、第7期障害福祉計画と同様、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

#### (3) 障害保健福祉圏域の設定

第7期障害福祉計画と同様、障害児通所支援等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

（障害保健福祉圏域）

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

## (4) 計画の推進体制

第7期障害福祉計画と同様、目標等については、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害児福祉計画の見直しの措置を講じます。

### ①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

第7期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画を推進するために、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害児福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

### ②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

第7期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害児福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

## (5) 障害児通所支援等の見込量の算出

第3期障害児福祉計画の目標年度である令和8年度における障害児通所支援等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、これまでの実績を踏まえ、算出しました。

### ①市町村との調整

市町村は障害児通所支援等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害児通所支援等の見込量を合計したうえで、種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

## 2 成果目標

### (1) 令和8年度の成果目標の設定

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、地域の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の成果目標を次のとおり設定します。

#### ① 障がい児支援の提供体制の整備等

##### ア 成果目標の設定

###### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること（市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）を基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定するとともに、県において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）を基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること及び県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えない）とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに県において、障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。



**【県の成果目標】**

- ・令和8年度末までに、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターが設置されることを目指します。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築されることを目指します。
- ・第4期岐阜県障がい者総合支援プランに、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を盛り込んでいます。
- ・令和3年度に難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を構築し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の取組を進めています。
- ・令和8年度末までに、各市町村（圏域等での確保を含む）に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されることを目指します。
- ・平成27年度に設置した重症心身障がい在宅支援センターみらいを医療的ケア児支援センターに位置付け、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターとして看護職員を配置しています。
- ・令和8年度末までに、県、圏域及び各市町村（圏域等での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場が設置されるとともに、県及び各市町村（圏域等での設置を含む）において医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されることを目指します。
- ・令和5年度に、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場を設置しています。

**【成果目標の積算】**

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
①【目標値】 児童発達支援センターが設置された圏域数	3圏域	5圏域
②【目標値】 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築された市町村数	19市町村	42市町村
③【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町村数（圏域等での確保を含む）	21市町村	42市町村
④【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町村数（圏域等での確保を含む）	18市町村	42市町村

項 目	設置主体	令和4年度実績	令和8年度目標
⑤【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県	1か所	1か所
	圏域	5圏域	5圏域
	市町村 (圏域等での設置を含む)	21市町村	42市町村

## イ 成果目標設定の考え方

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターが設置されることを目標とします。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制が構築されることを目標とします。
- 聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づき、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を第4期岐阜県障がい者総合支援プランに盛り込んでいます。
- 令和3年度に岐阜県難聴児支援センター（岐阜大学医学部附属病院内）を設置し、難聴児支援のための中核的機能を果たすとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の取組を進めています。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、各市町村（市町村単独での確保が困難な場合は圏域等）に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。
- 重症心身障がい在宅支援センターみらいに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターとして看護職員を配置しています。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域、各市町村（圏域等での設置を含む）において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、県（県は配置済）のみならず各市町村（圏域等での設置を含む）において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。
- 令和5年度に、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、岐阜県障がい者総合支援懇話会に障害児入所施設移行調整部会を設置し、関係者間において連携及び調整を図っています。

## ウ 指定障害児入所施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害児入所施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

### 【指定障害児入所施設の必要定員総数】

区 分	令和4年度※	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児入所施設定員数 (実際の定員数)	343人 (323人)	343人	323人	323人	323人

※前計画で定めた必要定員総数

## (2) 令和8年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和8年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の活動指標及び見込量を次のとおり設定します。

### 【医療的ケア児に対する支援】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	4人	4人
②市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	31人	50人

### 【発達障がい者等に対する支援】 【再掲】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	2回
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,872件	3,050件
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	センター 23件 マネジャー1,278件	センター 100件 マネジャー1,300件
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	264件	270件
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者 31人 実施者 一人	受講者 149人 実施者 30人
⑥ペアレントメンターの人数	33人	50人
⑦ピアサポートの活動への参加人数	172人	449人

また、国の基本指針では、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について示されています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所と認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受入れに関する見込量を次のとおり設定します。

### 【障がい児の受入れに関する見込量】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①保育所・認定こども園	1,623	1,780
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	463	621



### 3 障害児通所支援等の見込量と確保策等

#### (1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項として、区域ごとの各年度の障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を定めることとされています。

本計画においては、令和5年度までの障害児通所支援等の実績（見込）を踏まえ、令和6年度～8年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害児通所支援等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備に当たっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

※見込量の個別単位

【人 分】 月間の利用人数

【時間分】 月間のサービス提供時間

【人日分】 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

#### ① 障害児通所支援

##### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
放課後等デイサービス	通所による社会との交流の促進の支援や生活能力の向上のための訓練等を行う支援
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う支援
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援

## イ サービス見込量

		第2期計画	第3期計画		
項目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	4,061	4,107	4,222	4,332
	人日分	20,678	21,371	22,417	23,576
放課後等デイサービス	人分	5,721	5,995	6,350	6,715
	人日分	64,172	67,236	71,299	75,604
保育所等訪問支援	人分	193	235	247	261
	人日分	313	400	430	465
居宅訪問型児童発達支援	人分	6	14	17	18
	人日分	26	92	101	106

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターに設置する発達精神医学研究所の医師や作業療法士等の医療従事者の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 発達障がい児に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に設置している「圏域発達障がい支援センター」により、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、子育て支援施設等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部子育て支援課)

- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図るべく、県・市町村内で障がい児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

(教育委員会特別支援教育課)

- 国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」の周知徹底、児童発達支援管理責任者を対象とする圏域研修、発達障がいに関する研修の実施や関係団体・事業所との連携の促進等により、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

## ② 障害児入所支援

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス

### イ サービス見込量

項 目	単 位	第 2 期 計 画	第 3 期 計 画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年 度	7 年 度	8 年 度
福祉型障害児入所支援	人分	58	58	58	58
医療型障害児入所支援	人分	32	32	32	32

### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 福祉型障害児入所支援は、障がい児に対する発達支援、自立支援、社会的養護等の機能を有する地域のセーフティネットとしての役割があり、本県においては、2施設においてそれが担われているところです。今後も、国の施策を注視しながら、必要なセーフティネットの維持を図ってまいります。

また、県、市町村、施設、学校、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等の関係機関の連携により、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるようにすることで、支援の質の向上を図ってまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

### ③ 障害児相談支援

#### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
障害児相談支援	支給決定前の障害児支援利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス

#### イ サービス見込量

		第2期計画	第3期計画		
項 目	単位	令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
障害児相談支援	人分	2,811	2,958	3,121	3,296

#### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの機能を充実し、地域相談支援の拠点として、地域の相談支援事業者への助言など事業者間の連携を促進させます。

(健康福祉部障害福祉課)

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、障がい児への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

## (2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について

市町村障害児福祉計画における障害児通所支援等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

### ① 岐阜圏域

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	1,351	1,448	1,541	1,645
	人日分	10,577	11,403	12,314	13,340
放課後等デイサービス	人分	2,656	2,794	2,968	3,154
	人日分	33,279	34,712	36,921	39,282
保育所等訪問支援	人分	94	96	102	106
	人日分	185	205	221	231
居宅訪問型児童発達支援	人分	3	5	7	7
	人日分	18	52	56	56
福祉型障害児入所支援	人分	28	28	28	28
医療型障害児入所支援	人分	17	17	17	17
障害児相談支援	人分	1,025	1,139	1,218	1,299

### ② 西濃圏域

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	837	758	772	783
	人日分	3,726	3,301	3,344	3,387
放課後等デイサービス	人分	723	702	749	798
	人日分	8,444	8,239	8,756	9,310
保育所等訪問支援	人分	10	15	19	24
	人日分	21	31	41	53
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	4	4	5
	人日分	4	21	21	26
福祉型障害児入所支援	人分	4	4	4	4
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	461	418	431	445

③ 中濃圏域

項 目	単位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	797	820	829	832
	人日分	2,586	2,673	2,718	2,746
放課後等デイサービス	人分	1,110	1,191	1,261	1,330
	人日分	10,754	11,870	12,601	13,346
保育所等訪問支援	人分	34	62	63	67
	人日分	40	76	79	91
居宅訪問型児童発達支援	人分	2	3	4	4
	人日分	4	10	15	15
福祉型障害児入所支援	人分	9	9	9	9
医療型障害児入所支援	人分	3	3	3	3
障害児相談支援	人分	824	879	935	995

④ 東濃圏域

項 目	単位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	616	615	615	608
	人日分	2,379	2,505	2,554	2,618
放課後等デイサービス	人分	836	890	952	1,011
	人日分	8,957	9,505	10,091	10,716
保育所等訪問支援	人分	15	21	21	21
	人日分	22	42	42	42
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
福祉型障害児入所支援	人分	13	13	13	13
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	313	325	340	360

⑤ 飛騨圏域

項 目	単 位	第 2 期 計 画	第 3 期 計 画		
		令和 5 年度 (実績見込)	6 年 度	7 年 度	8 年 度
児童発達支援	人分	460	466	465	464
	人日分	1,410	1,489	1,487	1,485
放課後等デイサービス	人分	396	418	420	422
	人日分	2,738	2,910	2,930	2,950
保育所等訪問支援	人分	40	41	42	43
	人日分	45	46	47	48
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	2	2	2
	人日分	0	9	9	9
福祉型障害児入所支援	人分	4	4	4	4
医療型障害児入所支援	人分	2	2	2	2
障害児相談支援	人分	188	197	197	197

## 第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村及び都道府県が主体となって実施するものです。

このうち、都道府県においては、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業、指導者育成事業などを実施することとされています。

本県では、専門性・広域の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。

### 1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

#### (1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

##### ① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターは、発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

- 発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

延べ利用見込み者数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用見込み者数	3,050人	3,050人	3,050人



## ② 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障がいに対する県全体の相談体制を強化し、医療関係者、県民及び市町村職員等への普及・啓発を図ります。

### ○ 高次脳機能障害相談支援事業

相談体制を強化するため、支援拠点機関における相談を継続するとともに、身近な地域において相談が可能となるよう、圏域ごとに設置したコーディネーターが引き続き相談支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

### ○ 高次脳機能障害啓発・人材養成事業

高次脳機能障がいについては、普及・啓発を継続することで、徐々に認知されるようになってきましたが、まだ社会的な理解が十分ではないため、さらに普及・啓発活動及び研修会を継続していきます。

(健康福祉部保健医療課)

### ○ 地域連携型の支援システムの構築

高次脳機能障がいに対する医療やリハビリテーションを身近な地域で受けることができるよう、圏域ごとに指定した協力医療機関と支援拠点病院が連携を強化していきます。さらに、安心して地域生活が送れるよう、圏域コーディネーターが所属する地域支援協力機関や協力医療機関等連携病院（精神科病院）とも連携し、地域連携型の支援システムの構築を推進します。

(健康福祉部保健医療課)

地域支援協力機関設置数（支援拠点病院を含む）・支援拠点機関等への相談件数見込み（延べ）

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援協力機関設置数	7か所	7か所	7か所
支援拠点機関等への相談件数見込み(延べ)	1,000件	1,000件	1,000件

## (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

### ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- 身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

また、現任者に対するスキルアップ研修の実施により資質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

合格者数\*

年 度	通訳・筆記	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合格者数累計	手話通訳者	54人	60人	66人
	要約筆記者(手書)	56人	58人	60人
	要約筆記者(PC)	32人	34人	36人

※手話通訳者及び要約筆記者(手書・PC)は養成研修終了後、統一試験を受験し合格することで、手話通訳者・要約筆記者(手書・PC)となります。

### ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現任者に対するスキルアップ向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

実養成講習修了見込み者数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実養成講習修了見込み者数	6人	1人	6人

### ③ 失語症意思疎通支援養成事業

- 失語症者に対する意思疎通支援者を養成し、失語症者の社会参加を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

意思疎通支援者講習終了見込み者数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講習修了見込み者数	8人	8人	8人

### (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

(健康福祉部障害福祉課)

#### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

実利用見込み件数

年 度	通訳・筆記	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み件数	手話通訳者	230件	230件	230件
	要約筆記者(手書)	50件	50件	50件
	要約筆記者(PC)	30件	30件	30件

#### ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み件数	580件	580件	580件

#### ③ 失語症意思疎通支援派遣事業

- 失語症者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの確保及び外出等の支援を行う意思疎通支援者を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み件数	40件	40件	40件

#### (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

- 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

#### (5) 広域的な支援事業

##### ① 都道府県相談支援体制整備事業

圏域ごとに相談支援等に関する特別アドバイザー及び圏域サポーターを配置し、市町村における障がい者相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、広域的・専門的な相談支援を行っております。

- 市町村の協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの相談支援体制の強化を図るため、各圏域に1人(岐阜圏域は2人)の特別アドバイザー及び同人数の圏域サポーターを設置しております。

(健康福祉部障害福祉課)

##### ② 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。

県では、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーター※の積極的な活用に努めます。

※ピアサポーターとは

ピアサポート(精神障がいの当事者(経験者)として、自身の精神疾患や病状等の経験を通じて同じ障がいを持つ方に対して支援)を行う人。ピアサポーターは、精神障がい者の相談や地域交流・自己啓発などの社会参加活動を支援する。

- ピアサポーターの活用により、当事者の視点やリカバリーの経験を踏まえた働きかけを行うことで、地域移行・地域定着支援の推進を図ります。

【入院中の精神障がい者の地域移行・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進(再掲)】

(健康福祉部保健医療課)

ピアサポーターの登録見込み者及びピアサポーター向け学習会参加者数(延人数)

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録見込み者及び ピアサポーター向け学習会参加者数	51人	53人	55人

### ③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障がい児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図ります。

- さまざまな関係者で構成する「県発達障がい者等支援体制整備推進連携会議」を開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

開催見込み数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催見込み数	2回	2回	2回

【参考】

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）

○都道府県障害福祉計画において定める事項

別表第三

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画等の基本的理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
<p>三 提供体制の確保に係る目標</p> <p>(一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</p> <p>(二) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標</p>	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <p>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行</p> <p>② 障害者に対する職業訓練の受講</p> <p>③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導</p> <p>④ 福祉施設から障害者就労・生活支援センターへの誘導</p> <p>⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援</p> <p>障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。</p>

<p>四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びそのための方策</p>	<p>① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和八年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>④ 別表第四の三の項に掲げる式により算出した、令和八年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 市町村障害児福祉計画を基礎として、令和八年度末までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>① 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び</p>

	障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。
六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。
七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ① 実施する事業の内容 ② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③ 各事業の見込量の確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項
八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九 関係機関との連携に関する事項 (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項	都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。  都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。
十 都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。